平成２４年（フ）第４１７号
神戸市須磨区横尾９丁目２番地　７号棟507号
債務者　三宅　奈美
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２７号
神戸市長田区宮丘町１丁目11番14号、従前の住所神戸市長田区高取山町１丁目18番14号
債務者　阿部　正春
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６８号
青森市大字野尻字野田31番地１
債務者　櫻庭ゆりか
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９５号
神奈川県横須賀市森崎１－４－６－103、住民票上の住所神奈川県横須賀市根岸町４丁目22番２号
債務者　菅原　沙織
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２８２号
熊本市中央区国府２丁目６番16号　めぐみハイツ201
債務者　堀内　義勝
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８７号
熊本市西区上代３丁目４番３号　リバーハイツ101号
債務者　豊永　拓郎
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２８８号
熊本市北区四方寄町698番地11
債務者　嶋　二三男
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２９０号
熊本県菊池郡大津町大字室1809番地５　ル・ソレイユⅠ―203
債務者　岡山亜理沙
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２９６号
熊本市中央区本荘５丁目10番５号
債務者　田中　健一
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２９８号
熊本市南区良町１丁目９番20―205号
債務者　柿下　久美（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２４号
長崎県雲仙市国見町土黒甲429番地
債務者　徳永　成功
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
宮城県東松島市赤井字川前三番100番地　アメニティ壱番館103、前住所宮城県石巻市門脇町２丁目２番５号
債務者　小山田浩二
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１６３４号
最後の住所千葉市花見川区横戸台37番地の13
破産者　亡鍛冶敏雄相続財産
1　決定年月日　平成24年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２３１号
宮城県名取市本郷字観音225番地の１
破産者　株式会社やまだ
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１５号
仙台市青葉区昭和町３番23号
破産者　有限会社三山ハウス
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１２０号
宮城県名取市上余田字千刈田1028番地の２
破産者　有限会社畑山印刷所
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８６号
千葉市中央区旭町18番８号　アンビション旭Ａ―202号
破産者　林　　俊英
1　決定年月日　平成24年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係